

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人名	医療法人社団秀和会ファミリークリニックこころ
法人所在地	札幌市厚別区もみじ台東4丁目2番7号
代表者名	理事長 中木村 繁
電話番号	(011)897-0053

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	医療法人社団秀和会ファミリークリニックこころ 訪問看護事業所
指定番号	北海道 第 0110317187
所在地	札幌市厚別区もみじ台東4丁目2番7号
電話番号	(011)802-8127
FAX番号	(011)897-0868
通常の事業の実施地域	札幌市厚別区、白石区、清田区、江別市、北広島市

(2) 事業所の目的と運営方針

事業目的	医療法人社団秀和会ファミリークリニックこころが開設する医療法人社団秀和会ファミリークリニックこころ訪問看護事業所（以下「事業所」）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関するが、要介護状態（介護予防事項を定め事業所の看護師・准看護師（以下「看護職員等」）にあっては要支援状態）にある者に対して、行政機関、健康福祉関係や各医療機関の主治医との連携の基、適正な指定訪問看護等を提供していくことを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日 但し、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時～午後5時30分 但し、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制
 看護師・准看護師

職	職務内容	人員数
看護職員等	看護職員等は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医の医師から文書による指示を受けるとともに主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たります。	適当数

3 . サービスの内容

事項	具体的内容
日常生活の看護	1 病状・障害の観察 2 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持 3 食事および排泄等日常生活の世話 4 床ずれの予防・処置 5 リハビリテーション 6 ターミナルケア 7 認知症患者の看護 8 療養生活や介護方法の指導 9 カテーテル等の管理 10 その他医師の指示による医療処置

4 . 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者や家族に関する情報を適正に保護します。

5 . 緊急時の対応

訪問看護中に利用者の病状に悪化急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、必要な措置を講じます。万一、主治医と連絡が取れない場合には、救急搬送の手続きをとります。

6 . 事故発生時の対応方法について

訪問看護中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際し行った処置について記録、その原因を解明し、事故再発を防ぐための対策を講じます。

また、利用者に対する、訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこないます。

7. キャンセル

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料金が発生します。

キャンセル料	500円
--------	------

但し、以下の場合にはキャンセル料は頂きません。

- 1 前日17時30分の営業時間内までに連絡があった場合(但し、月曜日の場合は金曜日)
- 2 病状の急変や急な入院・受診の場合

8. 衛生管理

事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、看護職員等に研修及び訓練を定期的実施します。

9. 虐待防止のための措置に関する事項等

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために担当者を選定及び指針を整備し、看護職員等研修を実施しています。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束等はおこないません。身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生の際、利用者にサービスを継続的に提供するため、また非常時に早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定しています。看護職員等に周知し、必要な研修や訓練を定期的実施します。

11. 相談または苦情の対応

- (1) 当事所が行う指定訪問看護サービスについての相談・苦情を下記窓口で承ります。

窓口責任者	松本 忠幸(事務長)
電話	(011)802-8127
FAX	(011)897-0868
(受付時間 月～金 9:00～17:30)	

- (2) 市町村や包括支援センター、国民健康保険連合会にも苦情窓口が設置されています。

北海道福祉サービス運営適正化委員会 電話 011-204-6310

北海道国民健康保険連合会 電話 011-231-5175

12 . 契約の期間

- (1) 契約の期間は契約を提携した日から1年としますが、契約内容に変更がなく利用者、事業所双方において契約解除の申し入れがない場合は、自動的に更新されます。
- (2) 利用者は、事業所に対していつでも契約の解約を申し出ることができます。
- (3) 事業所は、利用者の著しい不信行為により契約が困難となった場合、口頭にて契約を解除できます。この場合、事業者は居宅介護支援事業所など関係各所に連絡を致します。

13 . サービス提供に関する禁止行為

- (1) 金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 金銭、物品の授受
- (3) 利用者以外へのサービスの提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く)
- (6) 宗教活動、政治活動、営利活動
- (7) 迷惑行為 (※参考資料2)

14 . 利用者へのお願い

- (1) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮
- (2) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNS等に掲載すること
はご遠慮下さい。
- (3) サービスの提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。サービス提供時間外の緊急訪問の要請対応につきましては、対応する職員の状況によって到着が遅くなる場合がありますことにつき、併せてご了承ください。

上記内容について、利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては家族・成年後見人との契約となる）に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

サービス提供を実施する事業所	医療法人社団秀和会ファミリークリニックこころ		
所在地	訪問看護事業所		
電話番号	札幌市厚別区もみじ台東4丁目2番7号		
FAX	(011)802-8127		
説明者	(011)897-0868		印

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住所	〒		
	氏名	印		
	電話番号	()	—	

代理人	住所	〒		
	氏名	印		
	電話番号	()	—	関係性